

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年2月16日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
さいたま北部医療センター
院長 黒田 豊

1 競争に付する事項

(1) 調達件名

医療用ガス調達及び医療ガス供給設備保守点検業務 一式

※詳細は入札説明書及び仕様書による。

(2) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

(3) 履行場所

埼玉県さいたま市北区盆栽町453番地

独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター

経理責任者が指定する場所

(4) 履行条件

別紙仕様書のとおり行うこと。

(5) 入札方法

① 一般競争入札（最低価格落札方式）

別紙「調達一覧表」に示す品目について総価で入札に付する。

② 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費のほか、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に関する一切の諸経費を含め、契約金額を見積るものとする。

③ 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された当該金額に8%に相当する金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争に参加する者に必要な資格及び条件

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。

- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）平成26、27、28年度一般競争参加資格において「物品の販売」及び「役務の提供等」のうち、「A」、「B」又は「C」等級に格付され、関東信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ① 厚生年金保険
 - ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険
 - ④ 国民年金
 - ⑤ 労働者災害補償保険
 - ⑥ 雇用保険
- (注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (5) 関東信越地域において、平成25年度以降に当院と同規模（収容可能病床数163床程度）又はそれ以上の医療機関において、契約実績を有する者であること。
- (6) 平成23年4月1日から入札日までの間において、業者指名停止基準による指名停止（保留含む）を受けていないこと。

3 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間

- (1) 交付場所：独立行政法人地域医療機能推進機構
さいたま北部医療センター総務企画課経理係
- (2) 交付期間：平成29年2月16日（木）～平成29年3月1日（水）
9時00分～17時00分迄

4 入札関連必要書類の提出場所及び期限

- (1) 提出場所：独立行政法人地域医療機能推進機構
さいたま北部医療センター総務企画課経理係
- (2) 提出期限：平成29年3月2日(木) 17時迄

5 開札日時及び場所

- (1) 開札場所：独立行政法人地域医療機能推進機構
さいたま北部医療センター管理棟3階小会議室1
- (2) 開札日時：平成29年3月3日(金) 11時00分

6 その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 契約の相手方の決定方法
契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。
- (7) その他
詳細は入札説明書による。